

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム部会（仮称）

設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、近年の豪雨災害による甚大な被害の発生を踏まえ、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組について協議することを目的として設置する「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム部会（仮称）」（以下、「ダム部会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 ダム部会は、次の事項について所掌する。

- 2 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組を進めるにあたり必要となる治水協定、工程表の内容について協議、決定する。
- 3 ダム部会で協議した結果については、千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会等へ報告する。

（組織構成）

第3条 ダム部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 ダム部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（事務局）

第5条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局鳥取河川国道事務所が共同で行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

（附則） 本要綱は、令和2年5月〇日から施行する。

別紙

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム部会（仮称）

（部会員）

鳥取市（鳥取市水道局）（利水者：殿ダム）

中国電力株式会社（ダム管理者・利水者：三滝ダム）

鳥取県企業局（ダム管理者・利水者：茗荷谷ダム、利水者：佐治川ダム・殿ダム）

鳥取県県土整備部（河川管理者、ダム管理者：佐治川ダム、百谷ダム）

中国地方整備局鳥取河川国道事務所（河川管理者、ダム管理者：殿ダム）